

令和3年11月11日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 殿

教科書採択の日程等について（請願）

教育を良くする神奈川県民の会
代表 新井 三男

1. 請願事項

- (1)教科書の調査研究をより充実させるため、教科書採択結果報告期限と需要数報告期限を9月1日以降の適切な時期に設定して、十分な調査研究期間が確保できるようにして戴きたい。
- (2)神奈川県教育委員会が教科書採択方針を決定する時期を4月上～中旬まで早めて、市町村教育委員会が参考にできるようにして戴きたい。
- (3)市町村教育委員会に対しても神奈川県教育委員会の採択方針を参考にしたいうえで教科書採択の期間を十分確保し、教科書の調査研究をより充実させるように指導・助言・援助して戴きたい。

2. 請願理由

教科書の採択時期は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条により「使用する年度の前年度の8月31日まで」と定められています。また、教科書の需要数の報告期限は「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条により「9月16日までに文部科学大臣に提出しなければならない」と定められています。すなわち、8月31日までに採択し需要数を集計して9月16日までに報告するというのが法の趣旨です。

一方、神奈川県教育委員会が定めている採択日程では、採択結果報告期限が9月14日、需要数報告期限が8月14日とされています。これには、①法律が定める採択時期よりも神奈川県が定める需要数報告期限が半月早い、②採択結果報告期限より需要数報告期限が早く逆転しているという矛盾があります。

文部科学省は教科書の調査研究を充実させるため、需要数報告期限を遅くしたり見本本の上限数を増やすなどの施策を行ってきましたが、神奈川県教育委員会が定める採択日程ではその趣旨を十分生かすことができません。令和2年度の教科書採択では、最も早く採択したのは大和市と座間市で7月21日、最も遅く採択したのは川崎市で8月23日でした。大和市と座間市は法律が定める採択時期よりも1か月以上早く採択しており、本来もっと余裕を持った調査研究ができた

筈です。一方、川崎市は神奈川県教育委員会と個別調整のうえ特例として報告期限を遅らせています。

神奈川県の25教科書採択地区のうち、7月中に採択した地区が16地区、8月中に採択した地区が9地区ですが、川崎市以外は全て8月第1週までに採択しています。これは神奈川県教育委員会の需要数報告期限が8月14日とされているためです。各教育委員会は限られた見本本を活用し、教職員・調査員・審議会委員・採択地区協議会委員・教育委員等の閲覧や教科書展示会に供するため苦勞しています。

また、教育委員会によっては採択の期間を確保するため、神奈川県教育委員会の採択方針を待たず先行して採択方針を決定しており、県教委の方針が反映されないという問題もあります。

つきましては、教科書の調査研究期間を十分に確保するため、教科書採択結果報告期限と需要数報告期限を9月1日以降の適切な時期に設定すると共に、神奈川県教育委員会が教科書採択方針を決定する時期を4月上～中旬まで早めて戴きますようお願いいたします。また、各市町村教育委員会に対しても十分な採択期間を確保し、教科書の調査研究をより充実させるように指導・助言・援助して戴きますようにお願いいたします。

以上

本件について意見陳述をさせて戴きますようお願い致します。